

去年の2月に発行したニュースの書き始めに「インフルエンザが猛威をふるい」と書き始めましたが、今年はアジアの諸国で鳥インフルエンザが猛威をふるっています。日本では直接的な被害はまだ起きていませんが輸入の鶏肉が減っているようで、この前ファミレスに入って鳥の唐揚げを注文しようとしたらメニューから削除されていました。アメリカの狂牛病問題もあり、「残された豚肉は大丈夫なの!」と心配しているのは私だけでしょうか? 取り止めもない書き始めになってしまいましたが、今回は今年から変わった車検証とクレーン性能検査手数料について、ご存知だとは思いますがご紹介したいと思います。

今年から変わった事の話

1.) 自動車検査証(車検証)及び検査標章の変更

今年の1月5日から車検証が右写真のようになりました。
変更目的として、

- ・最新の偽造防止対策を導入
車検証をコピーしたりスキャナーしたものに「COPY」という文字がこんな感じで、浮かび上がります。
- ・検査時の走行距離計の表示値を記載
メーターハックなどの行為を防止するためと思われます。
- ・自動車検査証と他の証明用紙レイアウトを区別
車検証の変更と同時に前面ガラスに貼られる検査標章も下の写真のように変更になりました。



表



裏

変更目的として、

- ・サイズ・デザインを統一化して小型化
- ・有効期間満了年月を数字で表示

2.) クレーン性能検査手数料の変更

今年の1月1日よりクレーン性能検査手数料が安くなりました。移動式クレーンを例にとると下の表のようになりました。

旧手数料		新手数料	
吊り上げ荷重(トン)	手数料(円)	吊り上げ荷重(トン)	手数料(円)
5未満	15,900	5未満	15,400
5以上 10未満	22,000	5以上 10未満	21,300
10以上 20未満	30,100	10以上 20未満	29,200
20以上 50未満	40,400	20以上 50未満	39,200
50以上 100未満	57,400	50以上 100未満	55,700
100以上 200未満	74,600	100以上 200未満	72,600
200以上	97,800	200以上	94,900

八都県市ディーゼル車規制情報

今年の1月29日東京都環境局からの発表をお知らせします。

1月29日付けで、平成15年10月から12月までの取締りにおける違反車両の運行責任者に対して運行禁止命令がだされました。処分対象者数として運行禁止命令4者(内訳 都内3者、1都3県以外1者) 都内事業者のうち、1者は今回2台運行禁止命令の対象となりました。従って、今回の処分は4者5台となりました。八都県市で唯一取締り時期が遅れていた神奈川県も、今年の4月から取締りが開始されます。又大幅に供給が間に合わなかったDPF装置も代替装置に変更したり、少しずつ供給が間に合うようになったこともあり、4月からは本格的な取締りが開始されると予想されます。まだ未対策なお客様がおられましたら、お早めの対策をお勧め致します。

ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。